

苦むせる岩根の松のようつよも

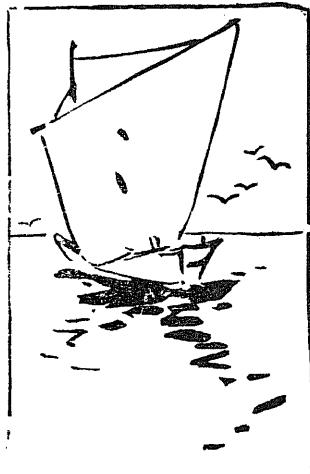
うこきなき世は神そもるらむ

御製

大内の山の岩根にしけりゆく

こよつの千代もみそなはすらむ

題御巖上松



東宮御歌

ふきさわく嵐の山のいはねまつ

うこかぬ千代のいろそしつけき

東宮妃御歌

うこきなくさかゆる御代を岩の上の

松にたとへて誰か仰かぬ

怒、自愛、嫉妬の情

松本孝次郎

恐怖の情につづき怒の情に付て述べんとす。怒の
情は恐怖の情よりもむしろ早く著しく現はる。
初は主に自分の食物に對する慾望から生ずるの
で、即ち其望の満足されぬ時に起る。時間は永く
續かぬけれどもあらはれ方は激烈である。

怒に付て教育上注意すべき事は怒りやすき者を作らぬやうにする事なり。怒り易くなる原因の一つは其子の言ふ事の善し悪しに拘はらず、之を満足させてある事である。多くの場合に満足させられると偶遂げられぬ時に怒るのである。

児童が非常に怒て居る場合には抵抗する勿れ。訓戒する勿れ。訓へても効なし。まづなだめて静まりし後訓へよ。而して我儘で自己の主張のみとほす者は、幼兒の仲間に入れて幼兒同志の制裁を受けしむるがよろしい。怒る事の不利益なるを説きかせよ。但し此際勇氣を失はぬやうに注意する事が必要である。

怒と恐怖との情に付て教育上之を利用したるものには賞罰である。幼兒は保護せらるゝ権利あると共に罰せらるべなものである。即ち幼兒が保護の目

的に叶はぬ事をする時には大人は之を罰して目的に叶ふ様にしてやる。即ち幼兒は保護せられ教育せらるゝと共に保護の目的に叶はぬ場合には罰せらるべきものである。

罰は一の非常手段であるからして濫用する勿れ。罰に種々あり。原因即ち幼兒の過去の行為に對する罰として考ふるに、應報的罰・償罪的罰の二として考ふるを得。

應報的罰は幼兒が悪い事をした時には、何時か何處かで不利益が来るものなり。併し打捨ておくたとひ何時か何處かで其報が來ても、其幼兒は原因結果をぶとらず。故に特に其時直に結果を與ふる必要あり。幼兒は之に由て人の行為の原因結果を知る。故に大人はかかる罰を課する時に天然に來るごときものを撰むべきである。

償罪的罰の方は自分といふ考がいくらかでき、又少し物のわけが分りかけし頃に用ひてよし。之は罪を償ふ爲にかくへせよと命するので、罪の種類に由ては元の通にかへされぬ事がある。此時には外の事をやらせる。凡て罪を犯した場合に落膽せず、に善を以て償ふといふ考を起させるのはよろしい。即ち善行に由て惡行の恢復すべきを知らしめるのである。もし自分はとても善い者になられぬと思へば自暴自棄となり宜しくない。惡をつぐなふだけの考を以れてやらねばならぬ。故に罪を後悔して居る場合になほ課する必要があるならば此償罪的罰がよろしい。

次に罰を將來に關係を有つものとして考ふるに感赫的、改善的の二とする事を得。

感赫的罰は恐怖の情に訴ふるので、此種の罰は用

ふるを可とする者と否とする者と二説あり。少しは用ひねば訓育はできぬといふ人々へあり。之を用ひてよしといふ人は曰く此類の罰は實際上効果ありと、反対する人曰く効果あるは事實なるも之に伴ふ弊害あり。即ち罰したる人間を永く恨み又は恐るゝ事あり。之は教育上生理上よからぬ事なりと。幼稚園以前又は小學校以前の教育のされ方で、入園後又は入學後威赫に對する感じ大に異なり。少しの威赫をも大に感受する者あり。大抵のものをも感ぜぬ者あり。威赫的罰は實に非常手段中の非常手段なり。此點より言ひて此種の罰は避くべきなり。

改善的罰は幼兒をして、罰せるゝは不愉快なり故に此不快を受けぬやうにせねばならぬと思はして改善に進ましむるものなり。

かく罰には種々ある事なるが何れの場合にても、教育者の真精神は何處にありといふ事のよく分るやうにすべきなり。但し罰にては公平を失ひ易し。之は情状酌量其他の事がいろ／＼まじれば

なり。
児童が罪を犯した時は次の四ヶ條にて考へてやらねばならぬ。即ち一、無智なるや否即ち惡なりと知るやらずや。二、過失なるや否。三、惡意ありや否。四、誘導又は強迫を受けし爲になしたるか。

又教育者の側より考へべきは、一、不注意なりしや。二、誤解なきか否。三、知らず／＼する事を獎勵したる事なきか否。

右のごとく幼兒、教師の兩側より考へて然る後罰すべきなり。要するに教育者の怒の爲にし又は徒

らに恐怖の情に訴へる罰は無効なり。幼兒と争ふやうなりてする罰は無効なり。あくまで教育者被教育者の態度を以てすべきなり。

次は自愛の情に付て

此情は自分の價を認めるを得る頃に起る。故に此情の發達は望まるものなり。但し愛すべき物を愛せしめよ。たとへば家格を愛して威張るなどは誤り。又自愛の情少なきは自分の價を認めぬなり。自尊の心なきなり。故に幼兒の力にとりてはむしろ容易に過ぐる事をせしめ、而して自信あらしめよ。即ち力のあらはるゝ機會を與へよ。

次には嫉妬の情に付て
此情のあるは教育上見込あり。即ち此心あらば自重心も自愛心もあるなり。而して自愛心の如きは發達させてよき方に導き、利用して奮發心とすべ

他人の物を盗むは嫉妬心の形をかへたるものなり。此心は今困る困らぬに拘らずあるものである。困りて盗む者よりも困らぬに盗む者の方治しがたし、何故ならば之は根本的に悪いので道徳欠乏の白痴かも知れず。但し多くの場合は繼父母に育てらるゝとか又は他の家に預けらるゝとか其家を嚴格であるとかにて、不自由を感じする時多き爲に盜ひもの多し。又幼兒の仲間に物品を與へて勢力を得る事を覚え、物をほしがり盗む事あり。此物品の贈答は同情を起してよき事なれども度を越えて悪き方に走る事あり注意すべし。

盜む癖を治すに二法あり。一は残酷に扱ひ苦痛を受くるを恐れさせてやめさせるなり。但し多くの児は苦み困りて盗むなれば此上に苦を與ふるは宜

しからず。大抵の場合には此法宜しからず。今一の法は同情して慰めてやるなり。而して盗む事のできぬ様にすきまをこしらへぬなり。二年間位此注意必要なり。折角なほりしものを油斷すれば又すきまを見つけ、又再發する事あり。故にすきまなく見張りて、盗むには不利益の伴ふ事、盗まば何時か知れる事を知らせるがよし。又監獄の忌むべき事を圖示でもして知らせ、又はピストルなどを見せて盜賊に對してかゝる武器ありと知らせる事なども効あり。小さい子ならば宗教心に訴ふるがよし。閑居して不善をなすはよくある事故。ひまのなきやうに身体をつかふ仕事を多くせしめるがよし。かやうにして二年位も注意して一方に十分に親切にすればなほるなり。實に嫉妬はよき方に向へば奮發心となり、悪く向へば窃盜などゝい

ふ方に向ふものなり。

子供のおもちや(その一)

ひさ 子

私がこゝにおもちやと申しますのは普通一般に所謂おもちやと稱して居りますの、たとへば、人形とか、テン／＼太鼓とか、獨樂とか申す物ばかりでなく、主に幼稚園でつかつて居る恩物とか、又草とか、小石とか、土とかの自然物などを含めて居りますので、つまり人間でもなく犬とか猫とかいふ動物でもなくして、そうして子供の友達になる物子供の玩ぶ物を廣くさして申します。

れもちやと子供は殆ど一日も離れられぬ程親密なものでございます。子供はおもちやなしには暮して行かれませぬ。尤も生れたての兒は全く夢現の

境のやうでれもちやも何もいりませぬが、段々心身が發達して参りますと、何でも握りたがる、ねぶりたがる、オシャブリ位は喜んで持つといふ風になり、いよいよおもちやが必要になつて参ります。さて口も相應にあがつて来て、あれがほしい、之がほしいの慾が出る頃になりますと、益々盛におもちやが用ひられます。それからなほ大きくなりますと、叩かれても破られても撫でられても、泣きも笑ひもせぬ、心といふものを有たぬおもちやよりは、心を有て居る遊び友達がほしくなります。そこで犬でも猫でもサツサと友達扱にして遊びます。以上は皆子供自身と同等の物ではございませんが、自然の要求として、人間であつて自分と對等の遊び相手になるもの、即ち子供の友達といふものを求める様になつて参ります。此友達と